

# 償却資産に関する Q&A

【平成 27 年 10 月 20 日改定】

## Q. 1 わずかな償却資産しかありません。申告の必要はありますか。

償却資産の免税点は 150 万円です。課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書を基に課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。

## Q. 2 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産も申告しなければなりませんか。

償却済となった資産でも、その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、償却資産として申告する必要があります。固定資産税では、そのような場合でも取得価格の 5% が評価額の最低限度額として残ります。

## Q. 3 補助金などで購入した資産の取得価額はどうなりますか。

所得税法及び法人税法と異なり圧縮記帳の制度はありませんので、公的機関の補助金等で購入した資産については、補助金等も含んだ額が取得価額となります。

## Q. 4 現在使用していない資産も申告は必要ですか。

事業の用に供することができるものについては、償却資産の申告の対象となります。したがって稼働を休止している、いわゆる遊休資産や、使用していない未稼働資産も申告をお願いします。

### ★注意

ただし、賦課期日現在使用していない資産で、将来他に転用する見込みもないまま、解体又は撤去もなされないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来において使用できないことが客観的に明確であり、税務会計上も有姿除却しているものであれば、申告の対象外です。

**Q. 5 家屋における附帯設備について家屋と償却資産の区分について教えてください。**

家屋所有者が所有する電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等の附帯設備で家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっており、家屋の効用を高めるものについては、固定資産税における家屋の課税客体となります。

以下のとおり整理されます。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家発電設備、受変電設備（配線等を含む。）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、 屋外照明設備	屋内照明設備
電話設備	電話機、交換機等の装置、器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤等の装置、器具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線を含む。）	屋内の装置（配線を含む。）
消火装置	消火栓設備のホース、ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線を含む。）	
運搬設備	工場用ベルトコンベアー	エレベーター、エスカレーター
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備（湯沸かし器等）	中央式給湯設備

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
給排水設備	屋外の給水・排水設備、特定の生産又は業務用給水・排水設備	先以外の屋内の給水・排水設備
ガス設備	屋外のもの	屋内のもの
冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨房設備	事業用の設備一式（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂等）	キッチンユニット
洗濯設備	事業用の設備一式（旅館、ホテル、クリーニング業、病院等）	
特殊設備（屋外設備）	門、塀、植栽、舗装路面、砂利敷き、擁壁、屋外排水溝、庭園、その他土地に土着した土木設備、看板、ポール等	鉄骨等の非常階段、ポーチ・テラス
特殊設備（立体駐車場）	機械式駐車場（機械）・パレット式立体駐車場・2段式昇降駐車装置	
特殊設備（間仕切り）	簡易間仕切り（臨時的・反復的に設置、撤去が可能なもの）	間仕切り（床から天井まで密着しているもので取り外しが困難なもの）

(注)一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

**Q. 6 私は家屋の所有者ではありませんが、テナントとして入居している建物に内装や電気、給排水設備等を施工しました。私は償却資産として申告する必要がありますか。**

申告する必要があります。(地方税法第 343 条第 9 項)

#### Q. 7 取得価額とは、資産の購入代金のことですか。

他から購入した場合の取得価額には、原則として、その資産の購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用が含まれます。また、付帯費（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料などその資産の購入のために要した費用）も含まれます。自分で建設、製作、製造した場合は、そのための材料費、労務費、経費に付帯費の額を加えた金額がそれになります。

#### Q. 8 中古資産を取得したのですが、取得価額や耐用年数はどうなりますか？

法人税法または所得税法に基づく国税申告時の減価償却の際に採用した取得価額、耐用年数を用いることになります。中古資産を取得した場合も、基本的には法定耐用年数により減価償却をします。

ただし、それでは実態に合わない場合（例 その中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の金額がその中古資産の再取得価額の 50%に相当する金額を超えない場合 など）は、その中古資産を事業の用に供した時以後の使用可能期間を見積り、これを耐用年数として減価償却計算をすることができます（見積法）。また、使用可能期間の見積りが困難であるときは、以下により計算した年数を残存耐用年数とすることができます（簡便法）。

法定耐用年数の全部を経過した中古資産残存耐用年数 = 法定耐用年数 × 20%

法定耐用年数の一部を経過した中古資産残存耐用年数 = (法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20%

※上記計算の結果、1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数となります。また、計算の結果2年に満たない場合は、2年となります。（減価償却資産の耐用年数に関する省令第3条ほか）

<例> 法定耐用年数 10 年の機械で事業供用後 6 年経過したものを取得した場合

$$(10 \text{ 年} - 6 \text{ 年}) + 6 \text{ 年} \times 20\% = 5 \text{ 年}$$